

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年10月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000175号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000055号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成26年12月10日は9万円、平成27年7月10日は15万円、同年12月10日及び平成28年7月5日は18万円、同年12月9日は19万7,000円、平成29年7月10日及び同年12月11日は20万円に訂正することが必要である。

平成26年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月5日、同年12月9日、平成29年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月5日、同年12月9日、平成29年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月10日
② 平成27年7月10日
③ 平成27年12月10日
④ 平成28年7月10日
⑤ 平成28年12月10日
⑥ 平成29年7月10日
⑦ 平成29年12月10日

A社から請求期間①から⑦までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑦までに係る賞与貸金台帳(写)、預金通帳(写)、請求者の賞与明細書(写)及び請求者の流動性元帳(写)並びに事業主の回答により、請求者は、

当該期間において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間④、⑤及び⑦の賞与支給日について、オンライン記録によると、請求期間④は平成28年7月10日、請求期間⑤は同年12月10日、請求期間⑦は平成29年12月10日と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、上記の預金通帳（写）及び流動性元帳（写）により確認できる振込日から、請求期間④は平成28年7月5日、請求期間⑤は同年12月9日、請求期間⑦は平成29年12月11日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成26年12月10日は9万円、平成27年7月10日は15万円、同年12月10日及び平成28年7月5日は18万円、同年12月9日は19万7,000円、平成29年7月10日及び同年12月11日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月10日、平成27年7月10日、同年12月10日、平成28年7月5日、同年12月9日、平成29年7月10日及び同年12月11日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。